

○高松空港の使用料金算定の特例

(2019 年 4 月 1 日より有効)

最終改正 2019 年 4 月 1 日

高松空港供用規程（以下「規程」という。）第 15 条第 2 項 I、II 及び III に規定する高松空港の着陸料、保安料及び停留料（以下「使用料金」という。）算定の特例（以下「本特例」という。）を次のとおり定める。

1. 特例の種類及び対象

- (1) 国際航空又は国内航空に従事する航空機に適用されるもの。
 - ① 増便割引
 - ② 新規路線割引
 - ③ 複数路線割引
- (2) 国際航空に従事する航空機に適用されるもの。
 - ④ デイリー化割引
- (3) 本特例は、高松空港に着陸した国際航空または国内航空に従事する航空機で、航空運送事業者が、他人の需要に応じ、高松空港と本邦内外の地点との間に定められた路線において、一定の日時により、有償で旅客を運送する航空機に適用するものとする。（以下「定期路線便」という。）
- (4) 本特例は、本特例が有効になった日以降、一の航空運送事業者が、高松空港と本邦内外の新たに地点との間（以下「新規路線」という。）を定めて運航する定期路線便、又は前年同月と比較し、同一の定期路線便の運航回数が増加した定期路線便（但し、運航回数が当該路線のこれまでの最大運航便数を超える場合に限る。以下、「増便」という。）
- (5) 上記①から④の割引は重複して適用しないものとし、適用される割引のうち、最も割引額が大きくなる割引のみを適用するものとする。なお、②については、一の航空運送事業者が運航する一の路線につき、1 回限り適用するものとする。また定期路線便の運航業務が子会社等の別の航空運送事業者に移管された場合などの場合において、新規路線として認められない場合は本特例を適用しないことがある。
- (6) 離着陸等施設を使用する者は、本特例が適用された使用料金を支払うものとする。なお空港会社に支払うべき使用料金に未払金がある場合は、その残高の多寡及び未払いの早期解消見込みの有無にかかわらず、各割引の適用条件を満たす場合であっても、本特例は適用されない。

2. 増便割引

増便に係る定期路線便の使用料金の算出にあたっては次の計算による。

【就航 1 年目の割引】

使用料金について、規程第 15 条第 2 項第 I、II 及び III に規定する算定方式によって得られた額の 75% を減免する。

【就航 2 年目の割引】

使用料金について、規程第 15 条第 2 項第 I、II 及び III に規定する算定方式によって得られた額の 50% を減免する。

【就航 3 年目の割引】

使用料金について、規程第 15 条第 2 項第 I、II 及び III に規定する算定方式によって得られた額の 25% を減免する。

3. 新規路線割引

新規路線に係る航空機の使用料金の算出にあたっては次の計算による。

【就航 1 年目の割引】

使用料金について、規程第 15 条第 2 項第 I、II 及び III に規定する算定方式によって得られた額の 75% を減免する。

【就航 2 年目の割引】

使用料金について、規程第 15 条第 2 項第 I、II 及び III に規定する算定方式によって得られた額の 50% を減免する。

【就航 3 年目の割引】

使用料金について、規程第 15 条第 2 項第 I、II 及び III に規定する算定方式によって得られた額の 25% を減免する。

4. デイリー化割引

(1) デイリー化割引の対象となる航空機は、一の航空国際航空運送事業者が、高松空港と本邦内外の一の地点を、毎日以上の頻度で運航される定期路線便とする。

(2) 使用料金の算出にあたっては、規程第 15 条第 2 項第 I、II 及び III に規定する算定方式によって得られた額の 25% を減免する。

5. 複数路線割引

(1) 複数路線割引の対象となる航空機は、一の航空運送事業者が、同一期間に、高松空港と本邦内外の複数の地点の間で運航する定期路線便とする。

(2) 使用料金算出にあたっては次の計算による。

規程第 15 条第 2 項 I、II 及び III に規定する算定方式によって得られた使用料に、以下の割

引率を乗じた額を減免する。

① 2 路線目の航空機：20%

② 3 路線目の航空機：40%

③ 4 路線目の航空機：60%

④ 5 路線目の航空機：80%

(3) 同時に複数の新規路線にかかる航空機が運航開始する場合は、着陸した順番で上記割引率を適用する。

附 則 本特例は、2019 年 4 月 1 日から施行する。